

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第60号

鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則（平成18年鳥取県規則第23号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 略 2～5 略 <u>6 この規則において「生活介護」とは、障害者自立支援法第5条第7項に規定する生活介護をいう。</u> <u>7 略</u> <u>8 略</u> <u>9 略</u>	(定義) 第2条 略 2～5 略 <u>6 略</u> <u>7 略</u> <u>8 略</u>

第2条 鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第3条関係）

施設名	項目			使用料の額	
鳥取県立皆成学園	食事の提供	朝食	(1) 市町村民税非課税者又は低所得者（以下「低所得者等」という。）の短期入所に係る利用の場合	1食	230円
			(2) (1)の場合以外の場合	1食	400円
		昼食	(1) 低所得者等の短期入所に係る利用の場合	1食	300円
			(2) (1)の場合以外の場合	1食	530円
		夕食	(1) 低所得者等の短期入所に係る利用の場合	1食	370円
			(2) (1)の場合以外の場合	1食	650円
	おやつ			1食	50円
	光熱水費（障害児入所支援又は短期入所に係る利用の場合に限る。）			1日	320円
	おむつ（大人用）（障害児入所支援に係る利用の場合に限る。）			小サイズ1枚	90円
				中サイズ1枚	100円
鳥取県立総合療育センター	食事の提供	朝食	(1) 低所得者等の短期入所に係る利用の場合	1食	230円
			(2) (1)の場合以外の場合	1食	400円
	昼食	(1) 市町村民税非課税者の生活介護又	1食	140円	

		は障害児通所支援に係る利用の場合		
		(2) 低所得者の生活介護若しくは障害児通所支援又は低所得者等の短期入所に係る利用の場合	1食	300円
		(3) (1)及び(2)の場合以外の場合	1食	530円
	夕食	(1) 低所得者等の短期入所に係る利用の場合	1食	370円
		(2) (1)の場合以外の場合		650円
	光熱水費 (短期入所に係る利用の場合に限る。)		1日	320円
薬剤容器	投薬瓶	30ミリリットル		20円
		100ミリリットル		30円
		200ミリリットル		40円
	軟膏容器	20グラム		10円
		30グラム		20円
		50グラム		40円
	点鼻噴霧器		1セット	30円
おむつ	大人用	特小サイズ1枚	70円	
		小サイズ1枚	90円	
		中サイズ1枚	100円	
	子供用	大サイズ1枚	30円	
		特大サイズ1枚	50円	
	尿とりパット	男性用1枚	20円	
		女性用1枚	20円	
男女兼用1枚		30円		
衛生器具	吸引カテーテル			30円
	多用途チューブ	6フレンチサイズ		150円
		8フレンチサイズ		160円
	栄養カテーテル			110円
	カテーテルチップ			70円
	注射器	1ミリリットル		20円
		2.5ミリリットル		10円
		5ミリリットル		10円
		10ミリリットル		10円
		20ミリリットル		20円
		50ミリリットル		60円
	栄養セット		1組	140円
	輸液セット		1組	110円
	経腸栄養セット		1組	1,260円
	栄養ボトル			360円
	注入器			100円
	ネラトンカテーテル			40円
アルコール	100グラム		150円	
綿花	200グラム		190円	
人工鼻	カニューレ用		540円	
	呼吸器用		630円	

		カラー注射器		10円
	歯ブラシ	ナイロン毛		160円
		P B T毛 (大人用)		80円
		P B T毛 (子供用)		90円
		スポンジ		20円
	クリーニング	子供用衣類	色物 1 枚	50円
			色物以外のもの 1 枚	30円
		タオル	1 枚	20円
		バスタオル	1 枚	40円
		靴下	1 組	10円
	付添用寝具		1 日	130円
鳥取県立鳥取療育園及び鳥取県立中部療育園	食事 (昼食) の提供	(1) 市町村民税非課税者の場合	1 食	140円
		(2) 低所得者の場合	1 食	300円
		(3) 低所得者等以外の場合	1 食	530円

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の鳥取県立社会福祉施設の使用料等に関する規則の規定は、平成24年4月1日以後の鳥取県立総合療育センターの利用に係る費用の徴収について適用する。